

佐和山城主としての石田三成

西尾 薫里

(鍛治 宏介ゼミ)

はじめに

第一章 石田三成について

第二章 佐和山城入城の時期について

第一節 佐和山城入城の通説

第二節 通説の問題点

第三節 天正一九年四月説

第三章 佐和山城主としての政策

第一節 十三ヶ条と九ヶ条の掟書

第二節 佐和山城の改築

第三節 三成の父と兄

第四章 他武将の領内支配

おわりに

はじめに

石田三成は、慶長五年（一六〇〇）の徳川家康との合戦である関ヶ原の戦いにて敗北した武将として知られているのではないだろうか。家康に刃向かった者として、江戸時代には悪いイメージがつけられていた。しかし、近代になると多くの研究者達が史料を分析して、歴史学の立場から三成について論じるようになった。その結果、悪者というイメージではなく、知将というイメージがつくようになった。先行研究としては今井林太郎氏、中野等氏、太田浩司氏といった方々の著作があり、三成の実像に迫ろうとしている。また、『新修 彦根市史』にも三成の佐

和山城入城の時期についてなどの章が記載されている。さらには、伊藤真昭氏の研究によって、三成の佐和山城の入城の時期は、天正一八年（一五九〇）説や文禄四年（一五九五）説ではなく、天正一九年（一五九一）四月説であることが確定している。

三成は豊臣秀吉の側近として検地などの政策を実行していた。豊臣政権の中核で活躍していた三成であったが、筆者は三成が佐和山城主としてどのような政策を行っていたのかということについて興味を持った。そこで本論文では先行研究を基に、三成の佐和山城主としての政策について注目していきたい。また、三成の政策について他の武将の政策と比較し、どのような点が異なるのか検討していきたい。以上のことから、第一章では石田三成という人物について、歴史を追って述べていく。第二章では、三成の佐和山城入城の時期について、これまで通説とされてきた二つの説について説明すると共に、通説の問題点及び伊藤氏による新説について説明していく。第三章では、三成が領内に出した掟書を基に、佐和山城主としての政策について、また、三成の代わりに領内支配を行っていた三成の父と兄について説明していく。第四章では三成の政策について、織田政権下の羽柴秀吉の政策と比較し、異なる点を考察していく。

第一章 石田三成について

まずは、石田三成という人物について、中野等「石田三成の居所と行動」¹⁾を参考に述べていきたい。

永祿三年（一五六〇）に、現在の滋賀県である近江国の坂田郡石田に生まれる。幼名は佐吉という。父は土豪であった石田正繼で、兄は正澄という。正繼は、北近江の戦国大名であった浅井氏に仕えていたと推測される。浅井氏の滅亡後、論功行賞として豊臣秀吉に浅井氏の旧領であった江北三郡が与えられ、後の長浜となる今浜に入る。程なくして、三成は秀吉に仕えたと考えられるが、詳細は不明である。

三成の行動が史料的に確実なものとなるのは、天正十一年（一五八三）以降のことである。天正十一年一月二三日、淡路国の菅達長が秀吉に対して謀反を起こし、その鎮圧に関して広田藏丞に書状を出している。この時の実名は「三也」であり、この書状でも「佐吉三也」と署名している。この頃は賤ヶ岳の戦いに関わっているため北近江におり、正確な居所は不明であるが概ね秀吉に近侍していたと考えられる。

天正十三年（一五八五）、前年の天正十二年（一五八六）と同様に、秀吉に近侍して年を越したと考えられる。また、三月下旬から始まる雑賀攻めにも従っていた。七月一日、秀吉が従一位関白に任じられるのに伴い、三成は従五位下治部少輔となる。この前後に実名を「三成」と改めたようで、天正十三年と推定される。二月二十八日の上杉景勝宛ての書状には「三成」と署名している。

天正十四年（一五八六）、秀吉の居所が大坂のため、三成も大坂で近侍していたことがうかがえる。この年、越後の上杉氏に連署状などを出し、上杉景勝の上洛を促している。景勝の上洛のため、三成は北陸道を北上し、五月二八日には加賀国森本で景勝主従を迎えている。これ以降は、三成は景勝らと同行しており、六月七日に近江を経て夜に入京している。六月一〇日に使者として改めて京都の百万遍に向向いている。一二日に景勝は大坂へ向かい、一五日に三成は景勝一行を招いて大坂の屋敷で饗宴を行っている。景勝はその後、六月二十四日に下洛している。また六月には、織田信長の時代から堺の奉行を勤めていた松井友閑が罷免され、その後三成が堺の奉行に任じられている。天正十五年（一五八七）三月一日に九州平定戦のため秀吉が大坂を出発しており、三成もこれに従っていると考えられる。帰陣した後は秀吉に近侍し、また、政権と島津氏との取次も任じられている。

天正十六年（一五八八）には、堺の奉行が正澄に引き継がれている。天正十八年（一五九〇）には関東平定戦に臨んでおり、武蔵国の忍城（埼玉県）の水攻めなどを行っている。『伊達家文書』所収の秀吉の陣立書には、三成は一五〇〇人を率いて出陣したと書かれているようである。二月二十八日に京都を出発し、四月三日に小田原付近に到着した。五月二六日頃まで秀吉の陣所にいたと考えられ、その後上野国館林城（群馬県）を攻め、五月三〇日には開城させている。六月四日には館林を出発し、五日以降は忍城を包囲している。六月一日、三成は忍城を水攻めにする策が書かれた書状を浅野長政らに出している。北条氏は七月五日に降伏するが、忍城はその後も籠城し、七月一日に落城した。関東平定戦の後は、大谷吉継らと共に奥羽仕置を命じられている。帰途は不明だが、一月三〇日に島津義久らを茶席に招いているため、その頃には在京していたことがうかがえる。

佐和山城への入城の時期については、天正十八年説と文祿四年（一五九五）説がある。この佐和山城入城の時期については、第二章で述べていきたい。

天正十九年（一五九二）四月二七日付で近江国内の犬上郡・坂田郡と美濃の蔵入地の代官を命じられている。またこの年の五月一日、秀吉が三成ら沿道の諸將に喜連川氏女房衆の宿送りを命じている。必ずしも三成の居所を示すものではないが、「佐和山 石田治部少輔」と書状に書かれている。七月一日、三成は島津義久らから贈られた盆の祝儀を大津で披露しており、秀吉と共に大津にいた。奥羽の争乱が鎮まっておらず、秀吉から新たな兵を派遣する命令が六月二〇日に出されている。三成は七月末には岩城に到着し、北上して九月二日に奥州の黒石に到着している。この日までに、気仙城・大原城の修築を終えて、伊達政宗の家中に引き渡したようである。

天正二〇年（一五九二）からの朝鮮出兵の際は、二月二〇日に大谷と共に京を出陣している。三月一日付で発給された陣立書にて、三成は大谷らと共に名護屋駐在の船奉行に任じられている。少なくとも、三月二九日までには名護屋へ入ったものと考えられる。秀吉は四月二五日に名護屋城（佐賀県唐津市）へ入城した。当初は、秀吉自ら軍勢を率いて

明国を攻める計画であった。³朝鮮半島は明国へ攻め入るための経路となるだけではなく、前線の将兵への人員や武器・食糧などの補給等を行う役割を担うことも考えられていたのである。朝鮮半島を攻めていた日本勢であったが、朝鮮水軍が反撃を開始し、五月七日に行われた玉浦沖海戦にて藤堂高虎の軍勢が敗北する。この知らせを受けて、秀吉の渡海計画が延期となる。⁴秀吉の乗った船隊が、攻撃されるようなことがあつてはならないためである。そしてこの渡海の延期は、渡海そのものの消滅に繋がる。秀吉に代わって六月六日に名護屋から朝鮮半島へ渡り、七月一六日漢城に到着している。大谷吉継・増田長盛と共に「三奉行」として漢城から現地の軍勢に指示を出している。文禄二年（一五九三）四月中旬まで漢城に在るが、明使節に同行し日本へ向かい、五月一三日名護屋に到着している。再度朝鮮に渡っているが、帰還する明使節を迎えるため名護屋へ戻っている。七月一八日明使節を伴い、大谷らと名護屋を出発し、釜山へ向かう。この間、三成は大谷らと共に越後検地を命じられているが、家臣を派遣し、三成自身は釜山在朝鮮の諸將に指示を与えている。講和交渉に伴う撤兵計画によって三成も日本へ帰還し、九月二三日に名護屋へ着き、閏九月には大坂に到着している。

その後文禄三年（一五九四）七月に島津領の検地を、一〇月から年末にかけて佐竹領の検地を指示し、現地へは家臣を派遣している。この年の九月三日には、三成は母親の葬儀を、京都にある大徳寺三玄院で執り行っている。

前年の佐竹領の検地によって、六月一九日付の秀吉朱印「佐竹知行割之事」で、佐竹領に割り込む形で三〇〇〇石の知行を与えられている。同様に増田にも三〇〇〇石の知行を与えられるが、同時に設定された一万石の秀吉の蔵入地の代官を、三成と増田の両名で勤めることになる。また、六月二九日付で島津領の支配目録が秀吉から発給され、三成は旧来の島津領内に六二〇〇石の領知を与えられ、同時に島津領内の秀吉の蔵入地の代官に任じられている。

「秀次事件」の際には、文禄四年（一五九五）六月に、秀吉の命令によって増田や前田玄らと共に聚楽第へ向かい、秀次の謀反の疑いについて問いただし、誓詞を求めている。秀次が自害した後は、七月二〇日付で

出された前田利家・宇喜多秀家らの起請文の充所に名を連ねている。したがって、この間には基本的には伏見にいたと考えられる。秀次没後の知行地再配の案として、三成には秀次の旧地であった尾張国清須に二一万石が与えられる計画があった。そして佐和山には京極高次が入る予定であったが、三成は清洲に入封せず、秀次の後の清洲城の城主は福島正則となる。

文禄四年（推定）八月一六日付の三成の家臣である安宅秀安書状に、「将又今度治部少御知行一かと拝領申候、御前仕合無残所候、可御心安候、京都所司代、増田殿・治部少二被仰付候」とあり、三成に知行が与えられ、増田と共に京都所司代に任じられたことがうかがえる。八月後半からは大和国内の検地を自ら指揮している。九月九日付で三成は家臣に近江国内での知行充行を行っているが、この際はまだ大和にいたようである。しかし、京都所司代に任じられたこともあり、秀次没後は基本的には在京していたと考えられる。また三成は、秀吉の晩年には、前田玄以・浅野長政・増田長盛・長束正家らと共に「五奉行」の一人となっている。しかし、「五奉行」の成立過程は明らかにはなっていない。

文禄五年（一五九六）一月二三日、増田や前田玄以・長束正家らと共に、豊臣秀頼に忠誠を誓う起請文を提出している。三月一日には、領内の村々に捷書を下し、三月二五日付で知行充行状を発給している。この際、近江に下っていた可能性がある。

六月一六日付の相良頼房充ての安宅の書状に「伏見治部少方へ可被成御出」とあり、この頃は伏見にいた。明からの講和使節を迎える準備を行っているようである。閏七月には講和交渉を進めるため、明と朝鮮の使節が堺に到着し、その接待に三成も従ったようである。この月の一三日、畿内地方で大地震が起こり、三成もその復旧にあたっている。九月一日に大坂城で行われた明国使節の応接の場には、三成も臨んでいたものと考えられる。その後も基本的には伏見で秀吉に近侍し、朝鮮への再派兵の準備を行っている。

慶長二年（一五九七）、この年も三成は基本的には伏見にいたと考えられる。

慶長三年（一五九八）一月一〇日、上杉景勝は秀吉から奥州会津への

国替を命じられており、三成も奥州へ向かっている。二月一六日、三成は上杉家の老臣である直江兼続と連署をして、会津領に禁制などを発給している。このように、直江と共に上杉家の会津への国替を進めた三成は、五月三日に佐和山に帰着し、五日に入京したようである。

三成は九州への下向について近江にいる家臣に報じている。五月二十九日に京を出発して筑前に下向し、七月三日には博多にいたことがうかがえる。上方への帰還の時期は確定できないが、中旬には一度京へ戻ったようであり、大坂へ下向し大坂城の普請を指示している。八月四日付で浅野長政政への筑前御蔵入目録が発給され、同時に三成にも御蔵入目録が発給されたとみられる。代官支配の証拠が残るのは、筑前の怡土・志摩・早良・那珂・下座の各郡である。

八月一八日の秀吉の臨終の際には、三成は伏見にいたと考えられる。八月二三日付で家臣である前野右衛門尉に、近江の浅井郡内で知行充行状を発給している。また、九月三日の五大老・五奉行連署起請文に三成も署名している。秀吉が亡くなった後の豊臣政権にとって問題となったのが、朝鮮半島で戦闘を続けている将兵の日本への撤兵についてであった。大老である徳川家康などは三成や浅野・毛利秀元を博多に派遣し、撤兵の指示を命じた。その後三成と浅野は筑前に入り、博多の名島城にて実務を進めた。朝鮮から戻ってくる将兵の世話に当たっていた三成は、一二月一〇日頃まで筑前に駐在していた。朝鮮からの軍勢が撤退したのを見届けた三成は、筑前を出発し、一二月二四日に大坂に到着した。

慶長四年（一五九九）一月一九日、前田利家を擁して、他の奉行衆と共に、家康が秀吉の遺命に背いていると非難している。二月二日に、三成は秀吉の遺命によって伏見で剃髪する。閏三月四日、大坂にて三成に不満を持つ諸將に襲撃され、伏見へ逃走する。閏三月一〇日、家康の勸告を受け入れ、佐和山城へ隠居する。以降は、基本的に佐和山を居所としたと考えられ、家督も嫡子に譲っている。三成の子息が秀頼の下に出仕することとなるのだが、この子息というのは、おそらく長男の隼人正重家と考えられる。⁷慶長五年（一六〇〇）に、家康征伐の兵を挙げる。九月一五日に美濃国関ヶ原（岐阜県不破郡関ヶ原町）にて合戦を行うが敗北する。近江国の伊吹山に逃走するも、九月二一日に伊香郡古橋村で

捕らえられる。一〇月一日に京都の六条河原で、小西行長や安国寺恵瓊と共に処刑される。享年は四一であった。

三成は朝鮮出兵の際に秀吉の代わりに指示を出したり、京都所司代や「五奉行」として勤めていたり、指示を出す側の人物として豊臣政権の中核にいたことが理解できた。また、自身の領知だけではなく秀吉の蔵入地の代官にも任じられていたことが見て取れた。三成は秀吉が亡くなるまで、自身の城ではなく、基本的には秀吉に近侍していたことがうかがえる。第一章では三成の居所や役割について見てきた。第二章では、第一章で少し述べたように佐和山城入城の時期について述べていきたい。

第二章 佐和山城入城の時期について

第一節 佐和山城入城の通説

三成の佐和山城の入城の時期については、二つの通説があった。第二章では、その二つの通説と伊藤真昭氏による新説について説明していきたい。入城の時期について述べる前に、まずは佐和山城について述べたい。

佐和山城とは、現在の滋賀県彦根市にあった山城で、佐和山に築かれていた。佐和山城は、戦国時代に江北の京極氏・浅井氏の領国と江南の六角氏の領国の境にあり、「境目の城」として築かれた。⁸永禄四年（一五六二）三月以降は、浅井氏の重臣であった磯野員昌が城主として入城している。元亀元年（一五七〇）六月に姉川合戦が起こると、磯野は佐和山城に籠城し織田信長との戦いに臨むが、翌年二月に無血開城する。磯野の退城後は、信長の家臣である丹羽長秀が入城する。安土城の築城以前は岐阜・京都間の中継地点として、信長の居城のような位置付けができ、『信長公記』にも信長が佐和山城でたびたび休泊していることが記されている。⁹天正一〇年（一五八二）の清洲会議によって、豊臣秀吉の家臣であった堀秀政が佐和山城の城主となった。佐和山城は、戦国時代の初めから「境目」を防御する軍事的な要素が強い城であった。しかし堀の時代からは、周辺の領国を支配する大名の居城として、居館

佐和山城主としての石田三成

的な要素が加わっていった。¹¹天正二三年（一五八五）閏八月に堀尾吉晴が入城し、天正一八年（一五九〇）九月頃まで城主をしていた。¹²三成が佐和山城主となり、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いで三成が敗北すると、佐和山城は井伊直政らに攻められ落城する。この合戦の論功行賞として、直政は徳川家康から三成の旧領を与えられ、一〇月に佐和山城に入城している。直政は佐和山城内で亡くなっており、直政の嫡子である井伊直継が彦根城を築城した。¹³その際、佐和山城は解体され彦根城の資材として使用された。そのため、現在では石垣などを除いてほとんど現存していない。

前述したように、三成の佐和山城への入城の時期については、通説として天正一八年説と文禄四年（一五九五）説があった。岩沢愿彦氏の「石田三成の近江佐和山領有」という論文によって、天正一八年説が有力視されていた。¹⁴まずは天正一八年説について述べていきたい。

天正一八年説は、関東平定戦によって秀吉が小田原の北条氏を滅ぼした後の領地替えの影響によるものとしている。¹⁵天正一八年七月、秀吉が北条氏を滅ぼした後、北条氏が支配していた関東に徳川家康が入った。家康はその頃、三河・遠江・駿河・甲斐・信濃を領土としていた。家康の移封後の五カ国に、秀吉は尾張にいた織田信長の息子である織田信雄を入れようとした。しかし、信雄は織田氏が代々本拠地としていた尾張を離れることはなかった。そのため秀吉の怒りに触れ、改易されてしまった。¹⁶家康と信雄の跡には、近江の八幡山城主であった豊臣秀次や宿老達が入ることとなる。秀次は尾張へ、長浜城主であった山内一豊は駿河の掛川へ、佐和山城主であった堀尾吉晴は遠州の浜松へ、水口城主であった中村一氏は駿府城へと入った。つまり、佐和山から浜松へ移った堀尾の後に三成が入ったというのが、天正一八年説である。¹⁷これを裏付ける史料として、岩沢氏は五月一日付の豊臣秀吉朱印状を示している。

【史料①】

古河之姫君より使之女房衆下国候、伝馬百疋・輿一丁之人夫申付、領内々々儘可送届候、同宿賄以下可申付候、猶山中橋内可申候也、

五月十一日

京

（豊田秀吉）
（朱印）

民部卿法印

大津

新庄駿河守とのへ

佐和山

石田治部少輔とのへ

垂井赤坂

竹中源助とのへ

岐阜

加藤清左衛門尉とのへ

同

百々又右衛門尉とのへ

関

太田小源五とのへ

木曾

石川兵三とのへ

信府

石川出雲守とのへ

小室

千石権兵衛尉とのへ

上野国所々

下野国所々

榊原式部大輔とのへ

この史料は、古河の姫君の女房衆が使者として国元に下るにあたり、秀吉が三成らに女房衆の宿送りを命じたものである。宛所の諸將の配置状況などから、岩沢氏は天正一九年から文禄二年までのものと推定した。しかし、天正二〇（文禄元）年・文禄二年には、三成は朝鮮出兵に出陣しているため、この史料は天正一九年のものと確定できる。¹⁸宛所には「佐和山石田治部少輔」とあるため、三成は天正一九年五月には佐和山にいたということが裏付けられ、文禄四年説が否定された。

一方、文禄四年説は、文禄四年の「秀次事件」の後の所領の再編成によるものとしている。¹⁹『多聞院日記』に「秀次事件」の記事に続けて、「石

田治部少輔へハ、江州ニテ世万石ノ知行被与之」と記述されているのを根拠としている。¹⁹秀次の本拠地は尾張国清須だが、近江にも蔵入地が存在しており、その残された領地に三成が入ったといふことである。²⁰『多聞院日記』は、伝聞だが、同時代に書かれたものであるため、無視することはできない。そのため天正一八年説では、『多聞院日記』の記事を「秀次事件」の後に加増されたと解釈している。²¹加増であるならば三成は既にある程度の所領を持っていたことになる。しかし、天正一八年説ではそれ以前の所領を、どこに、どれだけ持っていたかが説明されておらず、文禄四年説を完全に否定しきれていなかった。²²文禄四年説は、今井林太郎氏の『石田三成』が代表的であり、²³また、東京大学史料編纂所作成の「史料稿本」でも、文禄四年八月に「秀吉、石田三成を近江佐和山に封ず」という網文がある。²⁴

第二節 通説の問題点

通説とされてきた天正一八年説と文禄四年説を述べてきたが、伊藤氏は「石田三成佐和山入城の時期について」という論文内で、岩沢氏の天正一八年説の問題点をあげている。²⁵

①「佐和山領有」の意味について

岩沢氏は「佐和山領有」という語句を使用している。しかし、三成が天正一八年七月に「佐和山領有」をしていたとするならば、どのくらいの範囲で、どのような統治をしていたのか、石高はいくらなのかという指摘を伊藤氏はしている。また岩沢氏は、「三成の佐和山支配」について述べているが、その内実は代官としての「支配」や代官としての地位の変遷が述べられており、これを「支配」といってよいのかという点も指摘する。三成が天正一八年七月から「佐和山領有」をしていたのであれば、文禄四年までの時期に、三成が領主としてどのような支配をしていたのかという検討がなされていないと述べている。

②「佐和山領有」と代官就任時期のずれ

岩沢氏は「佐和山領有」を天正一八年七月、代官就任を天正一十九年四月としているようである。「佐和山領有」と代官就任の間に九ヶ月のずれがあるという指摘である。伊藤氏は論文内で、領知宛行とその間近で

蔵入地の代官に任じられている事例を集めて表にされている。この表から、ほとんど領知宛行と同じ日に蔵入地の代官に就任していることがうかがえる。ずれていたとしても山内一豊の場合は約一ヶ月、新庄東玉の場合は二日である。

③ 小田原攻め後における所領宛行の状況

岩沢氏の論文では、小田原攻めの後の所領の移動を三成や家康などが平行移動したように捉えている。しかし、天正一八年七月に一気に領主の移動が行われたとは考えにくいという点も指摘する。

【史料②】

佐竹義重并妻子令上洛候間、伝馬百疋・人足廿人申付、公領中儘可
送届候、宿等入念可令馳走候也、

八月朔日

柏原より八幡山まで

堀尾（吉徳）帯刀とのへ

山内対馬守とのへ

この史料は、小田原攻めに伴い、秀吉に従属した常陸国の戦国大名であった佐竹義重とその妻子が上洛する際の宿送りを、秀吉が堀尾吉晴と山内一豊に命じたものである。佐竹一行が佐和山を通過するのは、八月一日以降ということになる。実際に佐竹が上洛するのは九月一四日で、佐和山を通過するのは九月一二日頃と考えられる。佐和山を通過するまで堀尾は佐和山城主でいなければならぬ。

また、堀尾の浜松での活動が確認できる初見のものは天正十八年二月一日のため、浜松への移封はそれ以前のこととなる。山内は、佐竹の上洛の六日後である九月二〇日付で、秀吉から遠江内にて所領を宛行われている。そのため堀尾も佐竹の上洛後に浜松に移った可能性が高いのである。

史料①によつて、三成が佐和山城に入っていたことが確認できる。天正一八年七月の知行割りがきっかけではあるが、実際に堀尾が浜松に移ったのはそれ以後のことである。そのため、三成が天正一八年七月に佐和山を「領有」することはできない。なぜならば、史料②によつて、天正一八年八月一日の段階で、遅くとも九月一二日頃まで、堀尾が佐和

山城主であったことがわかるからである。
④ 天正一九年検地

近江で天正一九年に江南から江北にかけて検地が行われたが、岩沢氏の論文では検地について言及されていないという点も伊藤氏は指摘する。

天正一九年閏正月に、一〇名の検地奉行が秀吉から検地を命じられた。現在の彦根市域では、同年二月二十七日付の長命寺領愛知郡下平流村検地帳が残っている。また三月一日には、坂田郡朝妻・多良・小野庄で検地が行われた。これらの検地の結果、四月二三日に一齐に領知宛行状が発給された。この四日後の四月二十七日付で、三成は代官に任じられている。②「佐和山領有」と代官就任時期のずれで指摘されていたように、蔵入地の代官と領知宛行はほとんどの場合同日であった。これを踏まえると、佐和山城に入ったのもこの時となる可能性が高いということである。

第三節 天正一九年四月説

通説となっていた天正一八年説の問題点を指摘した伊藤氏は、天正一九年（一五九一）四月説を提唱している。

天正一九年四月二十七日付で、三成は秀吉の直轄領の代官に任じられている。蔵入目録朱印状によると、預けられた直轄領は、犬上郡二万二六〇〇石余・坂田郡一万五七〇〇石余・美濃国七一〇〇石余、合計四万五〇〇〇石余であった。²⁶ 近江の蔵入地は佐和山城周辺に点在している。

【史料③】

ちきやう出候おほへの事
（知行）

一 拾まん石 いゑやすへ
（家康）

一 四まん石 さわ山しろつきの事
（佐和）

一 三まん石 こうかのしろつきの事
（甲賀）

一 壹まん石 八まん山の物
（船）

一 二まん石 同八まん山のもの

一 三まん石 同八まん山くら入候

一 二まん石 同小きう人

以上十五まん石

廿四まん五千六百石

この史料は秀吉の自筆とされているもので、『豊太閤真蹟集』に収められている。「さわ山」「こうか」「八まん山」という近江の地名が書かれており、この三ヶ所の城に城主がいない時期は、秀次が尾張に転封になった時である。したがって、天正一九年の検地が終了した後に、近江国内での所領の配置について秀吉自身が考えていた覚書ということである。²⁷ 天正一九年四月二十三日付で、家康に近江国内の野洲郡や甲賀郡で九万石の所領が与えられており、この史料が天正一九年の検地の後のものとなる。この時期に「さわ山しろつき」が確実となるのは、三成の代官地となる。犬上郡と坂田郡の蔵入地の合計が覚書の四万石に近い数字となる。つまり、蔵入地のみを指しており、「さわ山しろつき」の三成の知行地はないということである。城の周りには蔵入地が設定されており、三成自身の所領は城の周りではなく、美濃国内にある可能性が高いということである。

【史料④】

於濃州北方内百三拾六石五斗・末守村之内六拾八石壹斗四升・松尾村之内四拾五石三斗六升、合式百五拾石令扶助訖、全可領知者也、立石番普請其外諸事軍役法度之事、寄親可任覚悟之旨申出候上者、毛頭於其構無所存者可為曲事者也、

天正十九

五月三日

北畠助大夫殿

（石田三成）
治少（花押）

この史料は、三成が家臣である北畠助大夫に美濃国内で所領を与えているものである。この史料から、美濃に三成の所領があったことがうかがえる。また、天正十九年五月三日という日付から、この史料は代官地と同日あたりに三成へ領知宛行があったことの証明にもなっている。

伊藤氏の検討によつて、三成は天正十九年四月二十七日頃に「佐和山領」の領主ではなく、「さわ山しろつき」の蔵入地の代官となり、美濃に所領を持つ大名として、預かりの城である佐和山城に入ったことが判明した。美濃での石高は不明であるが、美濃での三成領の拠点は神戸村（安八郡神戸町）である。²⁸

天正一九年四月の段階で三成の所領が近江にないことは、天正一八年説の根拠となっていた史料①とも矛盾しない。²⁹ この史料は天正一九年五月一日に佐和山城にいたことを示すだけの史料なのである。

天正一九年四月頃、三成は蔵入地の代官として佐和山城に入城したが、文禄四年七月の秀次事件によって豊臣政権内での位置付けが変わる。

【史料⑤】

(前略) 返す返す関白殿御事悉く相すみ、毛頭御氣遣いこれなく候。(中略) 以上。

態と別紙をもって申し入れ候。(中略) はたまたこのたび治部少御知行一廉拝領申し候。御前の仕合残る所なく候。御心安かるべく候。京都諸司代、増田殿・治部少に仰せ付けられ候。(後略)

安三郎兵

秀安(花押)

八月十六日
頼房様

参人々御中

この史料は、三成の家臣である安宅秀安が相良頼房(初代人吉藩主相良長毎)に対して、京都の情勢や三成の近況を報告しているものである。³⁰ 三成と増田が京都所司代に任じられたのは、秀次事件の事後処理のため、支配強化や治安維持を行っていた。

豊臣秀次の死と、それに伴う三成などの奉行人層の地位の上昇が目に見える形となったのが、文禄四年八月の三成の佐和山城入城であった。³¹ これは秀吉の蔵入地の代官としてではなく、江北四郡を治める城持ちの大名としてであった。

以上のように、第二章では、三成の佐和山城の入城の時期について、通説であった天正一八年説と文禄四年説について説明をした。そして、伊藤氏による天正一八年説の問題点と、新たな説である天正一九年四月説について説明した。伊藤氏の検討によって、三成は天正一九年四月二十七日頃に、美濃に所領を持つ大名であり、秀吉の蔵入地の代官として、佐和山城に入ったことが判明した。第三章では、三成が実際に佐和山城主として何を行っていたのかについて述べていきたいと思う。

第三章 佐和山城主としての政策

第一節 十三ヶ条と九ヶ条の掟書

三成は文禄五年(一五九六)三月朔日付で領内の村々に、掟書を下している。第三章では、この掟書をもとに、三成が佐和山城主としてどのように民政を行っていたのかを見ていきたい。掟書は二種類あり、十三ヶ条の掟書と九ヶ条の掟書がある。十三ヶ条の掟書とは蔵入地に出されたもので、九ヶ条の掟書とは三成の家臣の所領である知行地を対象として出されたものである。³² 現在残っているもので、十三ヶ条の掟書は、犬上郡堀村、坂田郡成菩提院村、坂田郡多和田村、浅井郡田川村、浅井郡郡上村、伊香郡東柳野村、伊香郡千田村、坂田郡伊吹村、浅井郡西主計村、浅井郡尊勝寺村、伊香郡椿井坂村に出されたものがある。九ヶ条の掟書は、坂田郡八条村、浅井郡落村、浅井郡河毛村、浅井郡速水村、浅井郡高田村、浅井郡弓削村、伊香郡黒田村、伊香郡大沢村、浅井郡難波村に出されたものなどが残っている。

次に、内容についてみていく。史料⑥は、坂田郡之内八条村に下された九ヶ条の掟書である。³³ 八条村は、現在の長浜市八条町である。

【史料⑥】

坂田郡之内八条村掟条々

当村家数式拾九間内

一、八間 寺庵、やもめ

一、式間 庄屋、あるき

一、拾九間 役人

以上

右用二た、す引、此拾九間として詰夫六人相つめ可申候、此村へ他郷より出作又ハ地下二田作候て、夫不仕ものより出す夫米ハ右四人のつめ夫の入用ニ可仕候、出作多候て、夫米あまり候ハ、地下のとく用いたるべし、

以上

一、ねんぐ(年貢)のおさめやうの事、田からざるまへに田がしら(頭)にて見は(計)からいめん(免)之儀あひさ(相定)たむべし、もしきう(給)人百姓念(給)ちか(違)いの田あら

ば、升づきいたし、めんざため可申候、なをそのうへきう人百姓ねんちかいあらば、その田をみなかり候て、いね三ツにわけくじ取二いたし、二ぶん給人一ぶん百姓さくどくとくにとり可申候、壹石に式升のくち米あげにはかり、ひとへたわらにし、そのぬしはかり申候か、又其身はかり申事ならぬ者ハ、中のはかりてやといはからせ可申候、升は只今つかはす判の升にてはかり可申候、さいぜんけん地衆の升ふときほそき候間、中をとりため合つかばす也、五里はもちいだし可申候、五里の外二三里ハ百姓ひまのすきニはん米をきう人つかはしもたせ可申候、此外むつかしき儀あるましき事

一、此村定夫之事、今度家をつけ夫役仕り候ものかきぬき如此つめ夫さだめ候、此外給人申とていたし候ハ、百姓もくせ事、又きう人もくせ事ニ候間、き、つげ次第百姓之儀ハ申二およはず給人その人くにより、それくにくくせ事にいたすべき事

一、此村の田よの村より作り候ハ、壹石に式升の夫米とり可申候、当郷よりよの村の田作り候ハ、壹石ニ式升ツ、つかはすべし、又我等の蔵入之田を当村より作り候ハ、壹石ニ壹升ツ、つかハし可申候、しぜん此村へ入作多候て夫米詰夫のさうようにあまり候ハ、此地下のとく用にいたすべき也、又此地下の内に田はた作り候て、其身夫ニ出候事ならぬ者あらば、夫米出作なミたるへき事

一、出作之儀にいたつてハ他郷よりあげ候儀も無用たるべし、又他郷のを作り来候をあげ候儀もたかにちやうじの事

一、当村の百姓之内さんぬる小田原御陣の後ほうこう人・町人・しよく人に成よそへまいり候ハ、返し候へと御はつとに候間、き、たて給人に可申候、たといよの里へまいり田を作り候とも、もとの村へめし返し可申候、又よその村の百姓罷越る候とも、地下中二か、へ申ましく候、しぜんか、へ申者候ハ、その者の事ハ申にをよばす地下中くせ事たるへき事

一、何事ニよらず百姓めいわくの事候ハ、めやすにてそうしやなしにそせう可申候、又如此申とてすちなき事を申たさま、に申候ハ、きうめいのうへけつく其身くせ事たるべき間、かねてよく下二て

せんさくせしめ可申上事

一、定夫之外にも地下中又ハ里となりあるきなどには給人二つかハれ可申事

一、此村もし我等蔵入に成候ハ、前かとより蔵入の村へつかはしをき候法度書もちい是をほんこたるべき事

一、さくしき之儀にいたつてハ此さき御けんちの時けん地帳にかきのり申者のさばき二仕、人にとられ候事も、又むかしわか作しきと申て人のを取申事もちやうじせしむる也、付給人に見せずかり取田ハ免つかはし申ましき事

右九ヶ条如件、

文禄五年

三月朔日

(石田三成)
治部少(花押)

最初に村名が記され、巻末には「治部少(輔)」という三成の官職と花押が記されている。仮名文字が多く使用され、百姓が掟書の内容を理解できるようにという配慮がなされていると考えられる。³⁴ 十三ヶ条のものは、九ヶ条のものの一ヶ条分を二ヶ条に分けるなどしているため、条数は異なるが内容はほとんど重複している。

冒頭にその村の軒数を書き、後家や寺などの人夫役を負担できない家を除き、村が差し出すべき人夫数を確定させている。³⁵ 史料⑥を例に見ると、八条村には全部で二九軒あり、その内八軒が「寺庵」や「やもめ」、二軒は「庄屋」や「あるき」となる。そのため、残りの一九軒が「役人」として詰夫六人の夫役負担を勤めることとなる。第一条は、年貢高の決定に関する細かい規定が書かれている。百姓と「給人」との間で年貢高について折り合いがつかない際は、三分の二を年貢とし、残りを百姓の取り分とする事も記載されている。また、口米は一石に二升とする事と、枿は三成が提供したものを使用することなどが書かれている。第二条では、百姓が必要以上に夫役を出したり、「給人」が規定以上に人夫を徴用することを禁止している。第三条では、出作と入作に伴う夫米の高について規定がされている。第四条では、他村への出作と自村への入作、共に耕地を放棄することを禁止している。第五条では、村の百姓の内で、村を離れて武家の奉公人などになった者や、他の村へ行った者

について帰住するように定めている。これは村の住人が町や他村などへ行ってしまい、夫役を負担する家が少なくなってしまうことを防ぐためである。第六条では、目安によって三成への直訴を許し、百姓を保護することが書かれている。第七条では、定められた人夫の他にも村内や隣村への触れ歩きなどは、規定数以上となっても対応するように記載されている。第八条では、「給人」領であるこの村が三成の直轄領となつたら、蔵入地に出した十三ヶ条の掟書を適用することが記載されている。十三ヶ条の掟書の方には、その反対のことが書かれている。第九条では、検地帳に登録された耕作者の権利を第一とすることが書かれている。

つまり、掟書の内容は、領主側の夫遣いの制限、検地帳の登録者に対する耕作権の保証、升の公定と統一、年貢率の決定プロセスの明示化、武家奉公人や農・商などの身分確定と居住地の固定化、「目安」での百姓の訴訟権の保証などについて記載されている。³⁶ 一方、十三ヶ条と九ヶ条の掟書の違いは、夫役の賦課基準にある。³⁷ 蔵入地（十三ヶ条）の場合は村高を基準とし、知行地（九ヶ条）の場合は戸数を基準としている。また、年貢米の俵拵えについて、蔵入地の場合は二重俵を、知行地の場合は一重俵を用いるように記載されている。蔵入地の方は、年貢を遠隔地へ移送することを前提に、欠米を極力防ごうとしたものと考えられ、年貢を京や大坂へ移送・販売することを想定したものと推測されている。中野等氏は三成について、「当時の大名のなかで、自己の所領内にこれほどまでにきめ細かく、綿密な規定を発した例は他になく、三成の大名・領主としての手腕は高く評価されよう。」と述べている。³⁸

第二節 佐和山城の改築

江北四郡の領主となつた三成は、佐和山城の大改修と新しく領地となつた村々に掟書を出した。³⁹ この二つは関係しており、文禄五年の掟書は佐和山城の修築を前提として作成されたと考えられている。大改修のためには人足が必要となるが、新しく領主となつた三成やその家臣が、際限なく百姓や職人を酷使すると人の心が離れてしまう。そこで、人足を徴発するために一定の基準を明示する必要があり、それが文禄五年の掟書であつた。掟書は、四郡にむけて発給されていた。三成の家臣であ

る須藤通光が長浜町の宿老中に出した書状がある。⁴⁰ 長浜町は秀吉が城主であつたこともあり、諸役免除の特権を得ていた。そのため夫役を拒否し、伏見に向かい秀吉に訴えた。この書状は、伏見では訴えを認めただが、三成は免除に応じず、須藤が夫役に応じるようにと宿老を説得しているものである。文禄五年に出された書状と推測されており、既に四郡の百姓に普請が命じられていたことがうかがえる。佐和山城の修築は三成の全領地にわたる程大規模であつたため、村々の負担分の確定と、全ての負担を三成の事業に集中させる必要があつたのである。⁴¹

第三節 三成の父と兄

これまで三成が村々に出した掟書を見てきたが、三成は秀吉に近侍していたため、居城である佐和山城にすることはできない。そのため三成に代わつて、父が江北四郡の領内の支配を代行したと考えられる。⁴² 三成について述べていくうえで、重要な存在である父と兄について説明していきたい。

三成の父である石田正継は、坂田郡石田村（長浜市石田町）の地侍で、もともとは石田十左衛門尉正継と名乗っていた。⁴³ 北近江の戦国大名であつた浅井氏に仕えていたと考えられる。⁴⁴ 現在、江北地方には正継が発給した文書が二〇通余り残っている。

三成の佐和山城入城は天正一九年（一五九二）だが、文禄四年（一五九五）に江北四郡を領国としている。正継の統治関係の文書も、文禄四年以降のものが大半となる。

【史料⑦】

法花寺西蔵、对寺家へ毎度任雅意狼藉者二付而、去年成敗二遣候処、ちくてん候之条不及是非候、自然其辺はいくわい候者、地下人をりあひ、からめとり、めしつれ可罷上候、於見隠聞隠者可為曲事候、猶以至于時相働族於在之者打ふせた、き殺候而も不苦候也、
おき

正月廿三日（慶長二年）

（石田）
正継（黒印）

古橋地下人中

この史料は慶長二年（一五九七）正月二三日に、正継が古橋村の地下

人中に、狼藉を働いた法花寺の西蔵の逮捕を命じたものである。⁴⁵古橋村とは、現在の伊香郡木之本町古橋である。正継は西蔵に味方する者を見つけたら、「打ふせた、き殺候而も不苦候也」と書いている。通常は「曲事に申し付け候」など、婉曲した表現をするが、正継は殺してしまつて良いとストレートに表現している。

このように、正継の命令書は公文書としては異例な口語的な文書が多く使用され、太田氏は「気さく」な人柄がしのばれる。」と述べている。⁴⁶また、花押や黒印の他に、当時としては異例な藍印（青い印）を使用した文書があり、太田氏は「何事にも「こだわり」をもつた、粹な人物像が浮かび上がってくる。」と述べている。⁴⁷

三成の兄である石田正澄は、文禄二年（一五九三）に木工頭に任命されている。天正一七年（一五八九）には秀吉から美濃国の検地条目を与えられ、検地に携わっている。また、朝鮮出兵の際には、前年から名護屋城普請や諸将の出陣の手に配に当たっている。さらには、長束正家らと連署をするなど、三成と同様に豊臣政権の奉行として活動していた。片桐貞隆や山中長俊らと共に十人衆と呼ばれる地位についており、五奉行クラスより一段格下の中堅役人であったと考えられる。慶長三年（一五九八）の醍醐の花見の際には、秀吉の側室である松の丸殿に随行している。このことから、秀吉の側近として政権の中核にいたことがうかがえ、様々な局面で三成の仕事を手助けしていたと考えられる。正澄は二万五千石を有する大名で、本来は正嫡であった。

文禄四年九月二〇日に、正澄は伊香郡古橋村へ村掟を出している。⁴⁸掟書の内容は、①「口米二升」の他は付加税を取らないこと、②馬の飼料となる「糠藁」を村から取った場合は、年貢として計算すべきこと、③竹木を勝手に伐つてはならぬこと、④町へ奉公に出たり、村から逃亡した百姓があれば、呼び返すべきこと、⑤田地を荒らさないことの五条となっており、①・④は、三成が翌年に出す十三ヶ条・九ヶ条の掟書と共通している。⁴⁹三成は正澄の掟書を踏まえて、自らの掟書の案を練つたと考えられる。

しかし、正澄はどのような権限でこの文書を出したのが問題となる。太田氏の『近江が生んだ知将 石田三成』によると、文禄四年九月は、

三成が江北四郡を所領とした後であるが、正澄が三成の佐和山領の統治に関わっていた形跡は、この文書以外には確認できない。したがって、正澄と古橋村が特別な関係にあったと考えられる。古橋村は母親の出生地で、石田家の正嫡であった正澄に、所領として与えられていた可能性がある」と述べている。

第三章では三成が出した十三ヶ条と九ヶ条の掟書の内容について見てきた。掟書の内容は、領主側の夫遣いの制限、検地帳の登録者に対する耕作権の保証、升の公定と統一、年貢率の決定プロセスの明示化、武家奉公人や農・商などの身分確定と居住地の固定化、「目安」での百姓の訴訟権の保証などについて記載されていた。三成は租税体系を革新し、「民」と「公」の取り分を明確に分け、「民」にとつての権利と義務を制度化した。またこの掟書は、佐和山城の改修にともなう人足を徴発するためのものであったと見て取ることができた。さらには、三成の父の人柄や、兄が出した村掟について述べてきた。正澄が出した村掟と三成が出した掟書には共通点があることがうかがえた。

第四章 他武將の領内支配

第三章にて掟書をもとに三成の政策を見てきたが、第四章では他の武將の政策を見て、三成と比較していきたい。織田信長の政権下のことはあるが、近江国江北長浜領を支配していた秀吉の政策について見ていきたい。

秀吉が最初の支配領域となる江北地域と関わるのは、元亀元年（一五七〇）六月に信長から横山城（長浜市堀部町・石田町）の武將として浅井氏攻めの担当となったことがきっかけとなる。秀吉は信長から浅井氏滅亡の恩賞として「江北浅井氏跡一職」を与えられ、それを基盤として長浜領が展開したと考えられる。⁵⁰

秀吉の領国は、江北長浜領・播磨・但馬・因幡の各国と考えられるが、今回は江北長浜領のみについて見ていきたい。

秀吉や家臣の発給文書から、政務内容として、知行宛行・寺領寄進・

今浜城の築城に伴う普請役賦課・諸役免除・用水相論の裁許などが確認される。これらの政務内容には、信長や宿老・側近衆などの政権中枢の政策関与はなく、排他的自律性が保持されている。⁵¹ また、天正九年（一五八一）二月頃から、羽柴秀勝の発給文書が見られるようになる。羽柴秀勝とは、信長の第四子で、秀吉の養子となる人物である。秀吉から秀勝へと長浜領の支配が委託されていることがうかがえ、背景として秀吉による中国経略や播磨・但馬の支配展開が考えられる。

秀吉は排他的自律性を保持しながら領国支配を行ったが、政権の中枢との関わりはどのようにしていたのだろうか。秀吉の家臣である杉原家次の書状に、秀吉の領国が秀吉に支配されている領域であること、その自律性を前提に信長の「御用」の意を受けて応じるということが書かれている。⁵² 秀吉が管轄する領国は自律した一つの「国家」であり、政権の中枢からの政策執行は、秀吉の判断・了承を得て実施されていたということである。

つまり、秀吉による領国支配は、信長などの政権の中枢の直接的な政策関与はなく、秀吉の判断のもと自律的な支配が行われ、そしてこの領国支配を前提として、織田政権による政策が実施されていたと考えられる。⁵³

先程からも述べているように、秀吉の領内の支配は排他的自律性があり、秀吉の判断などを経て織田政権の政策が実行されていた。この点で、三成の領内支配と異なる点ではないかと考える。政務内容は、さほど変わりはないと思う。しかし、三成が出した掟書は突然考案されたものではなく、秀吉の関白就任以来徐々に固まっていた豊臣政権が、様々な過程で出した法令を三成は踏襲していったのである。⁵⁴ 三成の掟書は豊臣政権が出してきた民政関係の法令をまとめ上げたものであり、三成の政策自体が豊臣政権の政策であったということである。秀吉の領内支配は自立的で、織田政権の政策は秀吉の了承を得てから行われる。それに対して、三成の領内支配は、豊臣政権の政策を踏襲・改良して行われた。自身の領内の支配と政権との関わり方が三成と秀吉の異なる点ではないかと考える。

おわりに

本論文では、石田三成の生涯を居所と行動を元に見てきた。三成は秀吉に近侍しながら、京都所司代や「五奉行」といった役職を勤め、豊臣政権の中枢として活躍していた。役職を勤めるだけでなく、蔵入地の代官であり、城持ちの大名でもあった。後に自身の居城となる佐和山城へは、伊藤氏の検討によって、天正十九年（一五九一）四月に、美濃に所領を持つ大名であり、秀吉の蔵入地の代官として、入城したことが判明した。秀吉の蔵入地の代官としてではなく、江北四郡を治める城持ちの大名として佐和山城へ入城するのは文禄四年（一五九五）八月であった。

三成は佐和山城主として、文禄五年（一五九六）に領内の村々に掟書を出した。領主側の夫遣いの制限、検地帳の登録者に対する耕作権の保証、升の公定と統一などの掟書の内容が、百姓にもわかりやすく、綿密に書かれている。この掟書は豊臣政権が出した法令を踏襲していったもので、民政関係の法令の集大成であり、「民」の権利と義務を制度化したものであると理解することができた。また、豊臣政権の政策だけではなく、兄の正澄が出した掟書も踏襲していた。さらにこの掟書は、佐和山城の修築と密接に関わっており、佐和山城の修築を前提として掟書は書かれていた。今回、三成の領内支配の政策について、掟書を元に見ることができた。秀吉の領内支配と比較して、三成の領内支配は政権との関わり方が異なるのではないかと考察をした。三成の領内支配は、豊臣政権の政策を踏襲しているものであった。しかし、今回比較した三成と秀吉が領内支配を行った時代にはずれがある。そのため今後の課題として、同じ豊臣政権の中枢にいるような人物と比較し、政策に差異はあるのか、またどのように両立していたのかなどを研究していきたい。

注

1 中野等「石田三成の居所と行動」（藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』思文閣出版、二〇一六）二九七頁

佐和山城主としての石田三成

- 2 後掲史料①
- 3 中野等『戦争の日本史一六 文禄・慶長の役』(吉川弘文館、二〇〇八) 四八頁
- 4 前掲注3 七八頁
- 5 後掲史料⑤
- 6 正岡義朗「豊臣期「取次」論の現状と課題」(谷徹也編『石田三成』戎光祥出版、二〇一八、初出『史敏』一〇、二〇一二) 一三六頁
- 7 中野等『石田三成伝』(吉川弘文館、二〇一七) 四〇五頁
- 8 太田浩司『近江が生んだ知将 石田三成』(サンライズ出版、二〇〇九) 一七八頁
- 9 前掲注8 一二八頁
- 10 『新修 彦根市史 第一卷 通史編 古代・中世』(彦根市史編集委員会、二〇〇七) 六八三頁
- 11 前掲注8 一二九頁
- 12 前掲注8 一二九頁
- 13 前掲注10 六八五頁
- 14 岩沢愿彦「石田三成の近江佐和山領有」(高柳光寿博士頌寿記念会編『戦乱と人物』吉川弘文館、一九六八)
- 15 前掲注10 六五八頁
- 16 伊藤真昭「石田三成佐和山入城の時期について」(谷徹也編『石田三成』戎光祥出版、二〇一八、初出『洛北史学』四、二〇〇二) 二〇三～二〇四頁
- 17 前掲注16 二〇四頁
- 18 前掲注16 二〇五頁
- 19 前掲注10 六五八頁
- 20 前掲注16 二〇五頁
- 21 前掲注10 六五八頁
- 22 前掲注16 二〇六頁
- 23 前掲注10 六六一頁
- 24 東京大学史料編纂所ホームページ「大日本史料総合データベース」
- 25 前掲注16 二〇七頁
- 26 今井林太郎『石田三成』(吉川弘文館、一九八八) 八八頁
- 27 前掲注10 六六五頁
- 28 前掲注10 六六八頁
- 29 前掲注10 六六九頁
- 30 前掲注10 六七〇頁
- 31 前掲注10 六七二頁
- 32 前掲注7 二八六頁
- 33 『新修 彦根市史 第五卷 史料編 古代・中世』(彦根市史編集委員会、二〇〇一) 八〇六頁
- 34 前掲注7 二九九頁
- 35 前掲注8 一二〇頁
- 36 前掲注7 二九八頁
- 37 前掲注7 二九八頁
- 38 前掲注7 二九八頁
- 39 前掲注7 六七二頁
- 40 前掲注33 八四〇頁
- 41 前掲注16 二三五頁
- 42 前掲注8 三六頁
- 43 前掲注8 三六頁
- 44 前掲注7 七頁
- 45 前掲注33 八一三頁
- 46 前掲注8 三八頁
- 47 前掲注8 三八頁
- 48 前掲注33 七七九頁
- 49 前掲注8 四一頁
- 50 柴裕之「羽柴秀吉の領国支配」(戦国史研究会編『織田権力の地域支配』岩田書院、二〇一一) 二八九頁
- 51 前掲注50 二九九頁
- 52 前掲注50 三〇五頁
- 53 前掲注50 三〇七頁
- 54 前掲注8 一二三頁